

観光景観林整備事業(拡充)

- 県内の主要な観光道路沿線の森林を、新たな「観光資源」として整備を行う。
- これまでの整備に加え、新たな森林活用としてモデルとなるよう、広域かつ総合的な整備が行えるよう事業を拡充する。

○観光景観林整備事業

- ・ 事業主体：市町村
- ・ 補助対象：不用木の除去
 不用木の除去（伐採木の処理を含む）
 植栽
 伐採木等の搬出

○観光景観林総合整備事業【拡充】

- ・ 事業主体：市町村
- ・ 事業地：市町村が総合整備計画を作成し、観光関係団体等からも意見を徴収し県が選定
- ・ 補助対象：関連条件整備（所有者の特定、同意の取り付け等）
計画策定（遊歩道の設置、休憩施設等の整備、観光交流に関する計画の策定）
森林整備（不用木の除去、不用木の除去（伐採木の処理を含む）、植栽、伐採木等の搬出）
附帯施設整備（遊歩道の設置（改修）、休憩施設の整備等）※
 ※附帯施設整備については市町村も負担（1/2以内）



⇐ 清流の国ぎふ森林・環境税(第2期) ⇒

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
事業地A		選定 整備	→			維持	■■■■ ■■ →	
事業地B		選定 整備	→				維持	■■■ →
事業地C			選定 整備	→			維持	■■■ →